

提 案 理 由

(令和 7 年度関係議案)

議案第 18 号から議案第 26 号まで

議案第 18 号から議案第 26 号までの予算議案についてご説明申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少が進行するなか、頻発する自然災害や巨大地震への備えに加え、経済状況では物価上昇が継続するなど、様々な行政課題への対応が急務となっています。令和 7 年度予算では、これらの諸課題への対策を継続するとともに、「人づくり石垣プロジェクト」にも引き続き取り組むなど、未来を見据え目下の課題に着実に対応する予算編成に努めました。

この説明では、予算の概要にとどめさせていただき、詳細につきましては、予算特別委員会での予算審査においてご審議をお願いしたいと存じます。

令和 7 年度予算のうち、一般会計予算の総額は 771 億円となり、前年度と比べ 80 億円、率にして 11.6%の増となっております。

歳入につきましては、定額減税の終了などにより市税が増収見込みとなるとともに、国の税収増などから地方交付税の増額を見込んでおります。また、中期財政フレームによる財政状況の将来見通しを踏まえ、大規模な施設整備が続く普通建設事業の財源として、交付税措置のない市債の発行抑制を図るとともに、各目的基金からの繰入金を増額いたします。

歳出につきましては、義務的経費である人件費や扶助費、公債費の合計が約 296 億円となり、歳出全体の 38.4%を占めております。人件費は、人事院勧告による給与改定などにより、前年度と比べ約 6 億 1,000 万円、率にして 6.3%の増、扶助費は、児童手当の拡充が通年化する事などから、約 15 億 2,000 万円、率にして 12.8%の増、公債費は、耐震化事業に係る市債の償還が進み、約 1 億 5,000 万円、率にして 2.5%の減となっております。

また、物件費は、情報化の推進に伴うシステム等の更新経費や避難所の環境改善のための災害用備品の購入のほか、指定管理料をはじめとする委託料の増加などにより、約 12 億 6,000 万円、率にして 19.3%の増、投資的経費では、新市民会館や学校教育施設のほか、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線などの整備により、約 60 億 3,000 万円、率にして 28.8%の増となっております。

なお、当初予算段階での財政の弾力性を示す経常収支比率は、歳入において、市税や地方交付税の増加により経常的一般財源の増加を見込むものの、歳出では、人件費や扶助費の増加に加え、物件費や補助費等の増加により、経常的一般財源所要額も増加することから 96.8%と

なり、前年度の当初予算段階の 95.3%と比較すると 1.5 ポイントの増加となっております。

次に、予算第 2 条の債務負担行為は、新第二学校給食センター整備運営事業や立体駐車場等の大手町地区 4 街区再編整備に関連する事業など、翌年度にわたる契約が必要となる事業のほか、丸亀市土地開発公社の資金の借入に係る債務保証や市が先行取得を依頼する用地取得費について、後年度にわたる負担の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の地方債は、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

予算第 4 条の一時借入金は、その借入れの最高額を 50 億円と定めるものであります。

予算第 5 条の歳出予算の流用につきましては、各項の給料、職員手当等及び共済費の予算額に過不足が生じた場合に、各項の間の流用ができる旨を定めるものであります。

続きまして、特別会計の概要をご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は、121 億 8,000 万円であります。引き続き、被保険者の健康保持・増進に向けた施策を推進するほか、医療給付費の適正化や安定的な運営に努めてまいります。

国民健康保険診療所特別会計予算の総額は、1 億 3,650 万円であります。計画的な診療環境の整備などにより、医療の充実に努め、離島住民の健康維持を図ってまいります。

駐車場特別会計予算の総額は、1 億 780 万円であります。市内 6 か所の市営駐車場につきまして、指定管理者に管理運営を委託するほか、施設の適切な維持・改修に取り組んでまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、19 億 6,500 万円であります。広域連合で運営される後期高齢者医療制度の窓口事務や保険料徴収などの業務を担ってまいります。

介護保険特別会計予算の総額は、96 億 8,800 万円であります。引き続き、高齢者が在宅で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、計画的に介護保険事業に取り組んでまいります。

介護保険サービス事業特別会計予算の総額は、1 億 2,850 万円であります。地域包括支援センターにおいて、介護予防サービスに係るケアマネジメントを実施してまいります。

下水道事業会計予算につきましては、下水道事業費用及び資本的支出の総額で 64 億 6,559 万 7,000 円であります。管渠やポンプ場などの改築・更新工事により公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりに取り組むとともに、下水道施設の再編を図るため、農業集落排水の公共下水道への接続工事を進めてまいります。

モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的支出及び資本的支出の総額で 1,477 億 9,647 万 8,000 円であります。令和 7 年度は、5 月に S G ボートレースオールスター、11 月に G I 京極賞を開催する予定であります。収益の確保を図り、市政への更なる貢献ができますよう努めてまいります。

議案第 27 号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末・勤勉手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて地方公務員法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号から議案第 31 号まで

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当、期末・勤勉手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて特別職及び市議会議員の期末手当についても改正を行うものであります。

議案第 32 号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の月額の上限についても改正を行うものであります。

議案第 33 号

丸亀市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当について改正を行い、併せて地方公務員法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児・介護休業法の改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備について改正を行い、併せて地方公務員法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児・介護休業法の改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 36 号

丸亀市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮の刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることとなったことから、関係条例の整理を行う条例を制定するものであります。

議案第 37 号

丸亀市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い条ずれが生じることとなる規定の整理を行うため、関係条例の整理を行う条例を制定するものであります。

議案第 38 号

丸亀市生涯学習センター条例の廃止につきましては、令和 7 年 5 月 31 日をもって丸亀市生涯学習センターが閉館することに伴い、設置根拠である丸亀市生涯学習センター条例を廃止するものであります。

議案第 39 号

丸亀市民会館条例の一部改正につきましては、別表第 1 及び別表第 2 の使用単位の区分で定めるもの以外の時間帯における使用料についての適用関係を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、各施設に配置すべき栄養士の要件、保育士・保育従事者の数の基準及び連携施設の確保の特例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 41 号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保の特例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を緩和する等、所要の改正を行うものであります。

議案第 43 号

丸亀市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として制定するものです。

議案第 44 号

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、消防業務手当における支給対象として潜水業務等を追加するとともに支給区分及び支給額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 45 号

丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職補償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分を追加する改正を行うものであります。

議案第 46 号

丸亀市立学校条例の一部改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から広島小学校及び広島中学校が位置を変えて再開することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 47 号

丸亀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正につきましては、これまで適用除外としていた選挙公報掲載文の申請について電子情報処理組織を使用して行えるよう、所要の改正を行うものです。

議案第 48 号

総合整備計画の変更につきましては、香川県丸亀市本島町辺地を整備するため策定した総合整備計画に生ノ浜における消防ポンプ自動車等整備事業を追加するため、辺地に係る公共的施

設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号

総合整備計画の策定につきましては、香川県丸亀市広島町辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号

モーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議につきましては、令和6年度末まで香川県中部ボートレース事業組合からモーターボート競走施行に係る事務を受託しておりますが、令和7年度及び令和8年度においても引き続き委託したい旨の申出がありましたので、これに係る事務の受託について協議したいのであります。

議案第51号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の設置に関する協議につきましては、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、平成26年より中讃消防指令センターの共同運用を行っている本市と善通寺市、多度津町との間において、広域化協議会設置の規約を定め、協議することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号

町及び字の区域の変更につきましては、地籍調査に伴い、境界を地形上明確なものとするため、飯野町東分字土器又の一部を土器町東一丁目に変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。